

(公 印 省 略)
疾 第 1 2 8 9 号
生 第 1 1 5 5 号
令和元年 6 月 7 日

社会福祉局生活支援課長
少子高齢局高齢政策課長
障害福祉局障害福祉課長
障害福祉局ユニバーサル推進課長

様

健康局疾病対策課長
健康局生活衛生課長

腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒予防対策の徹底について

標記のことについて、気温が上昇する夏場を迎え、腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒の集団発生が危惧されます。

については、社会福祉施設等における感染症・食中毒発生予防対策の徹底を図るため、貴所管施設に対して下記の事項について周知いただきますようお願いいたします。

なお、啓発用のリーフレットを添付していますので、ご活用ください。

記

- 1 職員及び施設利用者到下痢・血便等の症状が見られた時は、早急に医療機関を受診するよう勧奨するとともに、同様の症状を有する者が複数ある場合は、速やかに管轄の健康福祉事務所（保健所）へ報告すること。
- 2 トイレの後や食事の前には、石けんによる手洗いを励行させること。
また、おむつなどの処理をした職員に対しては、手指の洗浄と消毒を徹底させること。
- 3 湧き水などの消毒処理がされていない生水は飲まないよう、また、肉類は中心部まで十分加熱調理して食べるよう指導すること。